

「大分市立地適正化計画」（改訂素案）の市民意見公募において寄せられた意見等の概要と
それに対する本市の考え方（案）

意見提出期間：令和5年10月20日（金） ～ 令和5年11月20日（月）

意見提出者数：3名

意見件数：16件

質問 番号	意見概要	パブリックコメント意見（要旨）	意見に対する本市の考え方
①	<p>序章 立地適正化計画とは P.5「7. 防災まちづくり方針（防災指針）について」</p>	<p>『立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)』では、災害リスクの高い地域は居住誘導区域からの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては、防災指針を定め、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策を取り組むことが必要であるとされている中、本計画では市域全域に浸水や地震、土砂災害等の災害リスクが想定されていることから、災害リスクと市民等の暮らしのバランスを考慮しながら、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設等の都市機能増進施設の立地の適正化を図っていく必要があるとしている。国の手引きを踏まえながら、「災害リスクと市民等の暮らしのバランスを考慮」するとの市の重い判断は評価するが、バランスについては慎重に検討いただきたい。</p>	<p>防災まちづくり方針において、本市では「地域の災害リスクを知り、みんなで備える強くしなやかなまち」との将来像を設定し、市域全体で災害リスクの大きさと市民の暮らしを継続させることとのバランスを考慮しつつ、災害リスクの回避・低減対策として今後も土地利用対策の推進だけでなく、ハード・ソフト両面の施策を進めてまいります。</p>
②	<p>第1章 都市構造上の課題と目指すべき方向性</p>	<p>大分市の別府湾ゾーンの海岸線は30kmを超し、人口密集地と工場地帯となっている。東南海地震を想定した場合、長期的に高台の避難場所を確保しなければならない。現状では長期間、何万人もの避難者を避難させる地域・場所を想定していない。幸い、明野は災害リスクが少ない地域となっていることや県の災害時の拠点との連携が可能なおことから、長期避難場所として指定し、それに備える体制づくり等を整備する必要があるのではないか。</p>	<p>本市では、「地域防災計画」において、あらかじめ小中学校の体育館などを「指定避難所」として指定しております。</p> <p>なお、指定避難所等が被災、または、避難者を受け入れられない状態となった場合には避難所の代替施設となる県立高校などの開設や災害時の一時的な滞在施設として本市と協定を締結している民間宿泊施設で受入れを行うこととなっております。いただいたご意見は今後の関係機関との体制整備や防災まちづくりの参考とさせていただきます。</p>

質問 番号	意見概要	パブリックコメント意見（要旨）	意見に対する本市の考え方
③	第1章 都市構造上の課題と目指すべき方向性	公共交通幹線軸が明野で止まっているが、すでに庄の原佐野線は大分川を渡河し、明野までの整備に着手している。明野以東では現道(大分臼杵線)を利用して佐野までの間が既に供用されている。都市内高規格道路(中央幹線道路)として整備が進んでおり、大分市の中央を東西に結ぶ、まさに中央幹線として位置付けるなら、拠点連携軸として位置付ける必要がある。将来の都市づくりを考えると、明野以東の構想路線を計画路線として格上げした道路ビジョンの作成は必須であるのではないかと。	都市計画道路 庄の原佐野線については、「下郡工区」および「下郡・明野工区」の早期完成に向け、大分県にて整備が進められております。ご意見いただいた明野以東の構想路線も含めた道路ビジョンにつきましては、広域的な道路ネットワークの形成等の具体の対応策等を定めた「大分県新広域道路交通計画」において一般広域道路と位置付けられております。「大分市都市計画マスタープラン」を含む各種計画に位置付けられている道路の整備状況等を考慮し、将来道路網について、国・県と連携しながら検討してまいります。
④	第1章 都市構造上の課題と目指すべき方向性	災害に関する「都市構造の現状」および「都市構造上の課題」の認識は適当であると考えており、「目指すべき方向性」についても妥当であるため、賛同いたします。	(賛同意見のため、本市の考え方につきましては記載しておりません)
⑤	第2章 都市づくりの基本方針	都市づくりの基本理念「元気・安心・快適な暮らしを支える将来にわたって持続可能な『多極ネットワーク型集約都市』の形成」、また、特に都市づくり基本方針の「だれでも安心して暮らし続けることができる居住境づくり」に賛同いたします。	(賛同意見のため、本市の考え方につきましては記載しておりません)

質問 番号	意見概要	パブリックコメント意見（要旨）	意見に対する本市の考え方
⑥	第 3 章 防災まちづくり 方針(防災指針)	<p>防災まちづくり方針の地震に対する取組方針について、今後 30 年間で 70～80 %の確率で発生するとされている南海トラフ地震では、最大震度 6 強の揺れや液状化が発生すると予測されています。当該揺れに対する対応として住宅や店舗などの耐震化は重要と考えております。また、大分市では、最短の津波到達時間(1mの津波)が、別府湾活断層による地震で 3 分とされる地域があるなど、地震発生後の迅速な避難が必要であることから「安全な通行空間の確保、道路施設などの整備・耐震化」は重要と考えており、大分市の取組方針に賛同いたします。なお、「元気・安心・快適な暮らしを支える」ためには、復旧・復興期についても、想定しておく必要があると考えております。そのため、公的な補助である被災者生活再建支援制度の周知のほか、国の災害基本計画においても普及が求められている地震保険の加入促進をすべきと考えます。</p>	<p>本計画における防災まちづくり方針では、災害リスクの回避・低減を図ることを目的に防災・減災対策を定めております。</p> <p>災害復旧・復興期の対応につきましては、「大分市都市計画マスタープラン」において、復興事前準備に向けた取組を進めることとしております。</p> <p>また、市内全戸に配布している「わが家の防災マニュアル」において、被災後の生活再建に役立つ大分市災害被災者住宅再建支援金などの支援制度の周知や、地震保険の加入の推奨をしております。</p>
⑦	第 3 章 防災まちづくり 方針(防災指針)	<p>大分市において大地震発生後の津波リスクは市民への重大なリスクと考えます。本計画では、津波波高と被害想定で 4m 弱であれば、鉄筋コンクリートビルは「持ちこたえられる」とされていますが、国土交通省がまとめた「東日本大震災の津波被災現況調査結果(第 2 次報告)」では 4.0～5.0m の浸水深で 2 割を超える鉄筋コンクリート造りの建物が流失・全壊していることを鑑みるに、防災まちづくり方針の津波に対する取組方針に示す、津波避難ビル(緊急時に一時避難する場所)に極端に傾倒せずに、市民の高齢化を踏まえつつ、本文に記載されている「津波から身を守るためには、より早く、より安全な高い場所に避難することが必要不可欠であり、自助・共助の取組を強化し、早期避難の体制を確立すること」を実現に向けた取組を推進いただきたい。</p>	<p>本市では、津波避難対策の推進に関する基本的な方針として、浸水想定区域外の高台等への緊急避難を基本としておりますが、逃げる時間がない場合や逃げ遅れた場合等に限り、津波避難ビル等の建築物への緊急避難を推進しております。また、津波避難ビルの指定だけでなく、津波緊急避難施設や津波避難路整備なども必要に応じ対策として実施しておりますが、ハード施策には限りがあることから自主防災組織による「地震・津波避難行動計画」の作成推進など自助や共助によるソフト施策の強化にも努めてきました。今後も引き続き、地域との連携に取組、警戒避難体制の強化を進めてまいります。</p>

質問 番号	意見概要	パブリックコメント意見（要旨）	意見に対する本市の考え方
⑧	第3章 防災まちづくり 方針(防災指針)	<p>居住推奨区域から「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」を除外すること、および当該指定・解除が行われた時には、居住推奨区域の見直しも柔軟に行うことに賛同します。</p> <p>防災まちづくり方針の土砂災害に対する取組方針において、「居住推奨区域内にも存在する大規模盛土造成地については、すべてがただちに危険というわけではありませんが、今後、対策工事が必要な危険性のある把握など必要な調査等を進めます。」と記載されていますが、安全性把握のための調査(第二次スクリーニング)をしなければ、盛土の安全性について把握できないものと考えております。取組方針にもあるように安全性の把握ができた造成地の危険性周知はもちろんですが、第二次スクリーニングを可能な限り短期間で実施していただきたい。</p>	<p>本計画における防災まちづくりに係る施策のうち、「宅地耐震化の推進」のなかで現在、第二次スクリーニングに着手すべき盛土の優先度を設定する調査(第二次スクリーニング計画)を実施しております。第二次スクリーニング計画策定後は、順次第二次スクリーニングの実施に取り組み、これらの安全性につきましても適宜周知が図れるよう計画的に進めてまいります。</p>
⑨	第3章 防災まちづくり 方針(防災指針)	<p>防災まちづくり方針(防災指針)における災害リスクの低減を図るための3つの柱「知る」「備える」「逃れる」に賛同しますが、平時、初動期、応急対応期の対応が中心となっており、災害復旧・復興期の対応が十分ではないのではないかと思慮いたします。「だれでも安心してくらし続けることができる居住環境づくり」の観点から復旧・復興期の対策(例:市独自の公助拡充や自助の普及)もご検討いただきたい。</p>	<p>本計画では、市域における災害リスクに対して、最新の災害リスクの情報を用いて分析を行い、可能な限りリスクを回避・低減させるために必要な防災・減災対策を「防災まちづくり方針」に定め、計画的に防災・減災対策を推進することとしております。</p> <p>災害復旧・復興期の対応につきましては、「大分市都市計画マスタープラン」において、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう復興事前準備に向けた取組を進めることとしております。</p>

質問 番号	意見概要	パブリックコメント意見（要旨）	意見に対する本市の考え方
⑩	第 3 章 防災まちづくり 方針(防災指針)	立地適正化計画に防災指針が入れられたが、近年の温暖化による異常な降雨並びに杉の伐採時期の到来やソーラー推進による原野の減少で保水力のある森林の機能が失われており、また農業の衰退により保水ダムとしての水田の喪失などがある中で、都市周辺だけでなく中山間地域との均衡ある開発が必要ではないか。	本計画における防災まちづくりに係る施策のうち、「治水対策の推進」として、森林のもつ水源涵養や山地災害防止、土壌保全の機能の向上に向けた森林環境の整備などを行うこととしております。今後もコンパクト・プラス・ネットワークの考え方のもと、防災まちづくりに係る施策を行っていく中で、自然環境と居住環境のバランスの良い都市づくりを図ってまいります。
⑪	第 4 章 誘導区域及び 誘導施設等	居住推奨区域設定の考え方において、「土砂災害防止法に基づく基礎調査等により判明した災害の発生のおそれのある区域は、今後の土地利用規制や警戒避難体制の整備状況等の動向を踏まえ判断するため、現段階では「居住に適さない区域」に位置付けないものとします。」としているが、早期に大規模盛土造成地の第 2 次スクリーニングを完了し、盛土に滑りが発生するリスクについて、早期に市民に周知いただくよう対応いただきたい。	土砂災害防止法に基づく基礎調査等により判明した災害の発生のおそれのある区域と同様に、大規模盛土造成地は「居住に適さない区域」に位置付けないものとしております。本計画における防災まちづくりに係る施策のうち、「宅地耐震化の推進」のなかで現在、第二次スクリーニングに着手すべき盛土の優先度を設定する調査（第二次スクリーニング計画）を実施しております。第二次スクリーニング計画策定後は、順次第二次スクリーニングの実施に取り組み、これらの安全性についても適宜周知が図れるよう計画的に進めてまいります。

質問 番号	意見概要	パブリックコメント意見（要旨）	意見に対する本市の考え方
⑫	第 4 章 誘導区域及び誘導施設等	<p>居住推奨区域に「含まない」区域において、水防法第 15 条第 1 項第 4 号に規定する浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)については、市の対応として「採用しない」としてはいますが、今後の災害の頻発化・激甚化や市民の高齢化等を考慮すると「家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)」や「家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)」など、確実なハード・ソフト対策を施さなければ、甚大な被害が発生しかねない区域については、より慎重な検討が必要と考えます。</p>	<p>本計画の防災まちづくり方針では災害リスクの「回避」としての土地利用対策の推進だけでなく、災害リスクの「低減」を図るための 3 つの柱「知る」「備える」「逃れる」のもと、堤防強化や災害リスクの周知等、ハード・ソフト対策を「家屋倒壊等氾濫想定区域」においても推進していくこととしております。</p> <p>本計画は、おおむね 5 年ごとに計画の分析・評価を行い必要に応じて見直しを図ることとしており、今後の防災まちづくりに係る具体的な取組の実施状況や災害ハザード情報の更新等をふまえ、甚大な被害が発生しかねない区域における居住推奨区域の見直しについても検討を行ってまいります。</p>
⑬	第 5 章 実現化方策（施策）	<p>防災まちづくりに係る施策の災害に強い都市・住まいづくりにおいて、防災・減災施策は当然必要と考えますが、災害の激甚化・頻発化により一定の損害が発生することを踏まえ、大分市において迅速な復旧・復興を果たすための備えとして、国の災害基本計画においても普及を推奨している自然災害を補償する保険等の普及を図る施策についてもご検討いただきたい。</p>	<p>地震保険につきましては、「わが家の防災マニュアル」において、加入を推奨しております。</p>
⑭	第 5 章 実現化方策（施策）	<p>防災まちづくりに係る施策の各種ハザードマップの普及啓発について、短期的だけでなく長期的に、災害リスクすべてについて啓発するとの方針に賛同いたします。なお、取組内容に記載の普及啓発については、限定的でなく、幼児から高齢者まで幅広く、啓発することが重要と思慮いたします。</p>	<p>防災まちづくりに関しては、災害リスクの周知を行うことは大変重要であるとされており、本市では、わが家の防災マニュアルや大分市のホームページ、防災講話等により、各種ハザードマップの普及啓発を行っております。それらの取組を通して、災害リスクの周知を行ってまいります。</p>

質問 番号	意見概要	パブリックコメント意見（要旨）	意見に対する本市の考え方
⑮	第 6 章 計画の目標及び評価	<p>防災まちづくりにおける目標値の設定に関して、「第 2 期大分市耐震改修促進計画」では、住宅の耐震化目標として「平成 32 年度末までに住宅の耐震化率を 95%、平成 37 年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消します」とありますが、本計画の目標値は、令和 6 年に 97.9%とされています。本計画はより明確化されている点で評価しますが、整合性の点で少々分かりづらと思います。</p>	<p>本計画の目標値は、上位計画である「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン 2024 第 2 次基本計画」の目標年度と整合を取るよう設定しております。耐震化率の目標値につきましては、「第 2 期大分市耐震改修促進計画」における「平成 37(令和 7)年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消」を「耐震化率 100%」と読み替え、耐震化率の実績(平成 29 年度末 83.44%)を基に算出しております。</p>
⑯	第 6 章 計画の目標及び評価	<p>防災まちづくりにおける目標値の設定に関して、県の「地震・津波防災アクションプラン」の目標指標には、「地震保険に関する法律」に基づく「地震保険の加入世帯率」を令和 6 年までに 31%にするとの目標が定められております。市においても、災害からの復興、復旧に対して公助と自助をバランスよく備えるために、大分市においても地震保険の普及活動に係る目標値の設定もご検討いただきたい(大分市の地震保険世帯加入率数値はございませんが、火災保険付帯率(フロー数値)は毎年公表されております。2022 年度 78.7%)。</p>	<p>本計画における災害リスクは、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害としております。本市における地震保険世帯加入率数値は不明のため、現状では目標値として採用できません。しかしながら、本計画はおおむね 5 年ごとに計画の分析・評価を行い、必要に応じて見直しを図ることとしていることから、今回いただいたご意見につきましては、今後の計画の見直しを行う際の参考とさせていただきます。</p>